

# (仮称) 第3次匝瑳市食育推進計画の策定方針 (案)

## 1 策定の趣旨

食は命の源であり、人間が生きるために欠かせない要素です。健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることや、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

国は、平成17年6月に「食育基本法」を制定するとともに、平成18年3月には「食育推進基本計画」、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」、平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定し、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働しながら食育を推進してきました。

本市においても、平成18年6月に「地産地消・食の安全と自給率向上都市宣言」を行うとともに、平成24年3月に「匝瑳市食育推進計画」、平成29年3月に「第2次食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んできたところです。

本年度が第2次匝瑳市食育推進計画の最終年度となることから、(仮称)第3次匝瑳市食育推進計画を策定し、取組の更なる強化を図ります。

なお、(仮称)第3次匝瑳市食育推進計画の策定にあたっては、国の食育推進基本計画や県の食育推進計画、本市の最上位計画である第2次匝瑳市総合計画を勘案しつつ、本市の実情や特性を踏まえたものとしします。

## 2 策定方針

本市における食育推進の基本理念、基本目標及びその達成に向けた基本的方向を示し、今後取り組むべき施策の展開方針を盛り込みます。計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

現行の第2次匝瑳市食育推進計画の枠組みを維持しつつ、施策の展開や数値目標等について、必要な見直しを行うものとしします。国の第4次食育推進基本計画で定められた重点事項である「生涯を通じた心身の健康」「持続可能な食」「新たな日常やデジタル化への対応」や、SDGsの観点を考慮するものとしします。

### 3 計画の基本骨子

#### 第1章 計画の策定に当たって

- ・計画の背景、位置づけ、計画期間、策定体制等

#### 第2章 意識調査結果

#### 第3章 計画の基本的考え方

- ・基本理念、基本目標、施策の体系

#### 第4章 施策の展開

#### 第5章 計画の推進

- ・推進体制、進行管理、数値目標

### 5 策定までの流れ

別紙1のとおり。必要に応じて調整します。

### 4 スケジュール

別紙2のとおり。必要に応じて調整します。